

## マイナンバー（個人番号）制度Q & A

来年から導入されるマイナンバー制度ですが、詳細をQ & A式にまとめてみました。

### Q 「マイナンバー（個人番号）とはなんですか」

**A** 住民票を有する全ての方に一人1つ付番される12ケタの番号です。住民票のある方全てに付番されるので、中長期在留者や特別永住者等の外国人についても付番されます。また、日本国民であっても、海外赴任等により国外に居住している期間は付番の対象外になります。

現在のところ社会保障・税・災害の3つに利用範囲が限定されています。

### Q 「マイナンバーは個人だけですか」

**A** いいえ、法人にも付番されます。

会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人だけでなく、税務上法人とみなされる人格のない社団法人等を含む法人にも一社に1つ13ケタの番号が付番され、国税庁のHP上に一般公開されます。

利用制限はなく、官民間問わずさまざまな用途で使用されます。

### Q 「目的はなんですか」

**A** マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、行政の効率化、国民の利便性、公平・公正な社会を実現する為の制度です。“公平・公正”の目指すところとして「税金と社会保険料」の徴収漏れを無くしたいというのもあるでしょう。

### Q 「いつから始まるのですか」

**A** 平成28年1月からです。

スケジュールとしては、平成27年10月から、個人に対しては、住民票を有する方に世帯ごとに「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が簡易書留にて送付され、12ケタのマイナンバーが通知されます。

税務の申請・届出や雇用保険は、平成28年1月1日以降の提出分から個人番号が必要となりますが、税務申告や健康保険・厚生年金保険は、平成29年1月1日から個人番号が必要となります。

Q 「通知カードと個人番号カードはどう違うのですか」

A 通知カードには、住所・氏名・生年月日・性別・個人番号が記載されており、10月以降に送られてきます。

一方、個人番号カードは申請すれば無料で交付されます。

「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」に写真を添付して申請すると、平成28年1月以降交付されます（申請は強制ではありません）。スマートフォンで写真を撮り、オンライン上でも申請できるそうです。交付は原則として、本人が市区町村役場まで本人確認書類を持って取りに行く必要があります。

個人番号カードはプラスチック製で、表面に（住所、氏名、生年月日、性別）と顔写真、裏面には個人番号が記載されICチップが埋め込まれています。ICチップには電子証明書を格納するスペースがありますが、券面記載の情報以外（例えば所得情報や病歴等）は記録されません。更新は、20歳以上は10年、20歳未満は5年となります。

身分証明書としての利用は表面のみを使用し、裏面の個人番号は使用しないでください。（権限のない者が個人番号のコピーをすると法律違反となるので注意が必要）

住基カードは平成28年1月以降は発行されず、個人番号カードに切り替わります。個人番号カードが交付された段階で、住基カードは使用できなくなります。

Q 「何か注意すべき点がありますか」

A 通知カードは、住民票の住所に送られてきますので、何らかの理由で住民票の住所と現住所が異なる場合は対処が必要となります。例えば個人番号カードの申請手続きにおいて、まだ住民票の住所が実家のままであるというような方は、手続きを実家の市区町村で行うか、住民票を現住所に変更する必要があります。

また、27年10月5日から順次発送されるので直前に引っ越し等がある方はそれぞれの市区町村に問合せをしておく必要があるでしょう。

マイナンバーは原則として一度番号が決まると永久的に変更できません。但し個人情報の漏えいがあった場合などは変更することができるようです。ご自身でもマイナンバーの漏えいには注意が必要となります。

〈夏季休暇のお知らせ〉

誠に勝手ながら **8月13日（木）～16（日）**の間夏季休業期間とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

